

ひまわり 向日葵

平成30年
第260号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

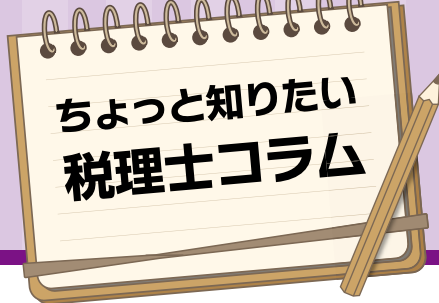


東京タワー 冬のけやき坂

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	決算書作成講座及び法人税申告書等の書き方講座実施報告／	
税務署だより……………	4-5	PCを活用しゲーム感覚で学ぶ利益管理と資金管理ゼミナー…	14
平成31年度税制改正に関する提言……………	6-7	青年の集い参加報告／法人会セミナーのご案内	
法人会全国大会参加報告／市民・産業まつり		／立川都税事務所からのお知らせ……………	15
法人会ブース出展報告……………	8	入会案内／新入会員紹介コーナー……………	16
税金クイズ集計結果……………	9	人人……………	17
教えて税理士さん！／新春講演会のご案内…	10	会員増強決起大会実施報告……………	18
地域の名所／地域のイベント情報……………	11	納税表彰等表彰者紹介／国内研修実施報告…	19
社労士column……………	12	賀詞交歓会のご案内／ブロック支部研修会実施報告…	20-21
会社紹介……………	13	女性部会交流会実施報告……………	22
グラウンドゴルフ大会実施報告／年末調整		法人会行事のご案内……………	23
実務研修会実施報告……………	14	recipe……………	24





消費税はこれからどうなるの？

なっちゃん：このまえテレビで消費税がまた上がるって言ってたけどホント？

パパ：そうらしいね。2019年10月から実施されるらしいよ。

なっちゃん：どうして上がるの？

パパ：幼児教育の無償化や国の医療費や介護費用が増えていることとか、国の財政事情などから上げざるおえないらしいよ。

なっちゃん：ふーん。…どんなふうになるの？

パパ：なんでも消費税の税率が今までの8%から10%に上がるらしいよ。でも特定の飲食料品と新聞は8%に軽減されるらしいんだ。

■消費税のこれまでの経緯と改正予定



■各国の消費税率

消費税の国際比較をみると日本の消費税率は標準税率ではそれほど高くありませんが軽減税率では他に低い国も多いようです。

標準消費税率と食料品の軽減税率の国際比較

	標準消費税率	軽減税率(食料品)
スウェーデン	25%	12%
フランス	20%	5.5%
イタリア	22%	10%
イギリス	20%	0%
ドイツ	19%	7%
中国	17%	11%
オーストラリア	10%	0%
日本(10/1 予定)	10%	8%
韓国	10%	非課税
カナダ	5%	0%

(注) 財務省HP「付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較」を加工して作成。日本は2019年10月1日の予定税率、他の国は2018年1月現在。

■新しい税率はどうなるの？

(1) 10%と8%の複数税率

2019年10月1日実施予定の消費税の税率は以下のとおり複数税率になります。

標準税率 10%

軽減税率 8% (軽減税率対象品目のみ)

(2) 8%の軽減税率対象品目って何？

軽減税率の対象品目は飲食料品と新聞ですが、具体的には次のようになっています。

○飲食料品(酒類と外食を除きます)

○新聞(週2回以上発行されるもので定期購読契約に基づくもの)

飲食料品	標準税率10%	酒類、外食、ケータリング(出張料理サービス)、イートイン(店内飲食)、医薬品・医薬部外品等
	軽減税率8%	その他の飲食料品、テイクアウト(持ち帰り)、デリバリー(出前・宅配)、学校給食等の一定の給食・飲食料品の提供

販売対象	内 容
通信販売	通信販売でも飲食料品は軽減税率の対象となります。
自動販売機	ジュース等の販売は軽減税率の対象となります。
果樹園入園料	入園料の役務提供は軽減税率の対象となりません。
栄養ドリンク	医薬品、医薬部外品、再生医療等製品に該当しない場合は軽減税率の対象となります。
ノンアルコールビール、甘酒	アルコール1度未満のものに限り軽減税率の対象となります。
水の販売	ミネラルウォーター等の販売は軽減税率の対象となります。一般の水道水の利用は対象になりません。
屋台でのおでん、ラーメンの提供	飲食設備(テーブル、カウンター等)での飲食は軽減税率の対象となりません。

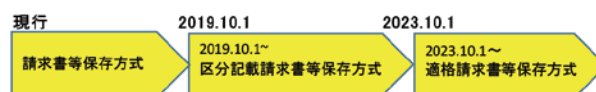
■消費税額の計算と仕入れ税額控除

企業の消費税の納付税額は下図のように課税売上上の消費税額から**仕入税額を控除**して計算します。

$$\begin{aligned} & \text{課税期間中の消費税の納付税額(税率別計算合計額)} \\ &= \text{課税売上上の消費税額} - \text{課税仕入れ等の消費税額} \\ & \quad (\text{仕入税額控除}) \end{aligned}$$

■仕入税額控除が認められるためには？

消費税率が複数税率に改正になると、上図の仕入税額控除が認められるための請求書等の要件が以下のように変わります。



■請求書や帳簿はどんなふうに記載するの？

仕入税額控除が認められるための国税庁による請求書や帳簿の記載例は次のとおりです。

日々の業務で気をつけることは？

● 税理士 菊池 芳平 ●

現行

2019/10～

2023/10～

請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式

帳簿の記載事項

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品	129,600

①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
 ②課税仕入れを行った年月日
 ③課税仕入れに係る内容
 ④課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	43,200

※軽減税率対象

銀行の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	88,000
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	43,200

※軽減税率対象

区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。

請求書等の記載事項

請求書		
XX年 11月 30日	11月分 129,600円（税込）	
11/1 小売部	5,400円	
11/1 牛肉	10,800円	
11/2 わかばー	2,160円	
合計	129,600円	

△△商事㈱

①書籍の作成者の氏名又は名称
 ②譲渡の譲渡者の年月日
 ③譲渡資産の譲渡等に係る内容
 ④譲渡資産の譲渡等の対価の額（税込み）
 ⑤書籍の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
XX年 11月 30日	11月分 131,200円（税込）	
11/1 小売部	5,400円	
11/1 牛肉	10,800円	
11/2 わかばー	2,300円	
合計	131,200円	
10% 対象	88,000円	
8% 対象	43,200円	

※軽減税率対象 △△商事㈱

銀行の請求書の記載事項に加え、以下を記します。
 ①軽減対象資産の譲渡等である旨
 ②税率ごとに合計した対価の額（税込み）
 ※ ①及び②の追加記載事項は受領者の承認可

請求書		
XX年 11月 30日	11月分 131,200円（税込）	
11/1 小売部	5,400円	
11/1 牛肉	10,800円	
11/2 わかばー	2,300円	
合計	131,200円	消費税 11,200円
10% 対象	88,000円	消費税 8,800円
8% 対象	43,200円	消費税 3,200円

※軽減税率対象 △△商事㈱

登録番号 112646700123

区分記載請求書等の記載事項に加え、以下を記します。
 ①登録番号
 ②税率ごとの消費税額及び適用税率
 ※ 税率ごとに合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。

（出典：国税庁 消費税軽減税率制度の手引き）

■区分記載請求書等保存方式の場合の日々の業務で気をつけることは？

（注）区分記載請求書等の範囲

法定事項記載の請求書、領収書、納品書、レシート等

1. 購入支払時

- ①購入支払時に軽減税率対象品目があるか確認します。
- ②軽減税率対象品目がある場合はその旨および税率ごとに合計した税込対価の額を確認。（未記載の場合は事実にもとづき追記も可能。）
- ③帳簿等には経費を税率ごとに分けて記載します。

2. 売上時

- ①売上の軽減税率対象品目を確認します。
- ②軽減税率対象品目がある場合は請求書等とその旨および税率ごとに合計した税込対価の額を記載して交付します。
- ③帳簿等には売上を税率ごとに分けて記載。

3. 申告時

区分経理に基づき税率ごとに税額計算します。（中小事業者の特例があります。）

■免税事業者の対応は？

取引先の課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められた場合は、区分記載請求書等の交付等の対応が必要になります。

■レジを導入等したいが資金がない場合は？

複数税率対応の④レジの導入や⑤受発注システムの改修等をする場合の補助金の制度を活用すると出費を少なくできます。

【例】複数税率対応のレジを導入する場合の補助金

（出典：国税庁 消費税軽減税率制度の手引き）

A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント	
レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。	
補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2/3 ③ タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台当たり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者当たり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続	基本的には、申請書作成と証明書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請期限	平成31年12月16日までに交付申請書を提出 ※ 平成31年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象になります。

※補助金詳細は：www.kzt-hojo.jp/（中小企業庁軽減税率対策補助金事務局 0570-081-222 平日9時～17時）

※導入例 Airレジと付属機器（連携サービス：Airペイ・POICHI for Airレジ・Square・クラウド会計）

導入や改修にあたっては、区分記載請求書等の要件を満たすと同時に、来る2023年10月1日以降導入予定の適格請求書等の要件も満たすようにします。

■さいごに

消費税増税は、これまで延期に延期を重ねてきましたが、一部に景気や選挙対策等で再々延期の声も聞こえます。しかし身近な税金ですので内容を今一度確認して万全の備えをしておきましょう。

Profile 菊池 芳平

東京税理士会東村山支部所属



平成元年開業。趣味はソロキャンプ、北アルプス登山、カラオケ。後継者への事業承継の経験をもとに後継者問題で悩んでる方、活きた経営実務のスキルを身につけたい方、その他地域の活性化のために役立つことをテーマとして活動しています。

- 事務所 西東京市新町1-12-2
- TEL 090-5500-7297
- FAX 0422-54-5578
- e-mail info@kikuchitax.net
- URL www.kikuchitax.net

菊池芳平事務所

検索

税 務 署 だ よ り

税務署でIDとパスワードを取得して

いつでもどこでも
スマホで申告



ID・パスワード方式
を利用するための手続き



「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、
IDとパスワードがあれば、e-Taxで送信（提出）できます。

平成31年（2019年）1月以降、申告書をe-Tax（国税電子申告・納税システム）で送信（提出）するためには、マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用するマイナンバーカード方式と、ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）があれば利用できるID・パスワード方式があります。

なお、ID・パスワード方式は、スマートフォンでも利用できます。

STEP 1 ID・パスワード方式の申請

※ この申請は、平成30年（2018年）1月以降、行っています。

○ お近くの税務署で職員と対面による本人確認の後、IDとパスワードを
即日発行します！

- （注）1 勤務先のお近くの税務署でも発行できます。
（注）2 確定申告期に限らず、いつでも発行が可能です。
（注）3 運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。
（運転免許証のほか、マイナンバーカードや公的医療保険の被保険者証などがご利用できます。）



STEP 2 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

※ ID・パスワード方式による申告は、平成31年（2019年）1月からとなります。

- 税務署に行く手間がかりません！
- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- パソコン、スマホ、タブレット端末のいずれも利用可能！
- ご不明な点は電話で問合せできます！
（電話番号等は、国税庁ホームページをご覧ください。）

www.keisan.nta.go.jp
作成コーナー
タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。



STEP 3 作成コーナーからe-Taxで送信（申告書を提出）

- STEP 1で取得したIDとパスワード（ID・パスワード方式）を利用してe-Taxで送信すれば申告完了！
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要！
（自宅に保管する必要があります。）
- 送信するデータの控えは、PDF形式で保存できます。
（注）1 「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
（注）2 平成31年（2019年）1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Taxでの申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するためには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
（注）3 ID・パスワード方式は、暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



・平成31年（2019年）1月以降も、引き続き、従来の方法でもe-Taxによる申告書の送信ができます。

・国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。



所得税・贈与税・個人消費税の
東村山税務署の申告書作成会場は
2月18日(月)に開設します。

会場開設前は税務署の申告書作成会場はありませんので、
申告書作成・相談のためのご来署はご遠慮ください。



【開設期間】平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで

※土、日を除きます。ただし、2月24日(日)と3月3日(日)は開場します。

【受付時間】午前8時30分から午後4時まで

【相談時間】午前9時から午後5時まで

※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早目にお越しください。

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

●消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

●政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

●財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

●消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

●社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効

率化」によって可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

●少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

●「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

●国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

●消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

●軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

●法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

●中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

●租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

●我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
 - ・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

●国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

●「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

●地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

●東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

●税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

10月11日(木)、第35回法人会全国大会に村野会長以下3名で参加しました。今年は鳥取県のとりぎん文化会館に藤井国税庁長官や平井鳥取県知事等多数のご来賓と全国の法人会から約1,600名の会員が集まり、盛大に開催されました。

第1部記念講演では大山(だいせん)鳥の飼育・販売を行う(株)大山どり代表取締役の島原道範氏が「大山どりの奇跡～35歳、どん底からの挑戦～」と題した記念講演が行われました。元々は大山どりに飼料を販売していた会社の社員であった島原氏がひょんなことから経営が行き詰っていた同社の代表取締役に就任することとなり、その後、挑戦を繰り返しながら経営を立て直していった過程をお話しいただきました。

第2部式典では平成31年度税制改正提言の報告(詳しくは、6、7ページに掲載しています。)と青年部会による租税教育活動の事例発表が行われ、最後に「中小企業の活性化に資する税制」「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする平成31年度税制改正の実現に向けた大会宣言が行われました。



講演状況



全国大会参加者

市民・産業まつり法人会ブース出展報告 税と法人会を知ってもらおう!

今年度も管内各市で開催された秋の市民・産業まつりに税制・社会貢献事業の一環として、法人会ブースを開設し、税と東村山法人会のことを市民の皆様知ってもらおう!と役員の皆さんが活動を行いました。

今年度の市民まつり等は、10月21日(日)の清瀬市に始まり、11月10日(土)と11日(日)に東村山市、小平市、西東京市、東久留米市で開催されました。各ブロック等は、「会員募集」や「一億円体験」の幟を立て活動を行いました。特に、恒例の税金クイズに挑戦して頂いた皆様に鉢花や種をプレゼントする企画には長い列ができ、法人会のブースは大盛況でした。

また、各ブースに小原税務署長を始めとして東村山税務署員の方々とイータ君が訪れ、法人会のPRにお手伝いを頂きました。



イータ君

東村山市
いきいきプラザ南側



小平市 小平市福祉
会館前市民広場



西東京市
西東京いこいの森公園



東久留米市
東久留米駅西口



清瀬市
けやき通り



税務署長と支部役員の皆様



法人会ブースの状況



税金クイズ集計結果 (平成30年度)

管内各市で、市民・産業まつりの法人会ブースにおいて税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズ集計結果をご紹介します。

		東村山ブロック 実施日 11月10・11日		小平ブロック 実施日 11月10日		西東京ブロック 実施日 11月10・11日		東久留米ブロック 実施日 11月10・11日		清瀬支部 実施日 10月21日	
問題1 あなたは東村山法人会を	A. 知っている	1124	64.7%	305	69.6%	479	56.2%	517	65.7%	283	56.8%
	B. 知らない	613	35.3%	133	30.4%	374	43.8%	270	34.3%	215	43.2%
	回答数合計	1737		438		853		787		498	
問題2 東村山税務署管内にはいくつの市があるでしょうか?	A. 1市	102	5.9%	35	8.1%	73	8.6%	63	8.1%	50	10.2%
	B. 5市	1540	88.9%	350	80.6%	653	76.9%	628	81.1%	366	74.8%
	C. 6市	90	5.2%	49	11.3%	123	14.5%	83	10.7%	73	14.9%
	回答数合計	1732		434		849		774		489	
問題3 世界には色々な税がありますが、実際にない税はどれでしょうか?	A. ソーダ税	183	10.8%	96	23.3%	157	18.9%	145	19.4%	152	32.9%
	B. ポテトチップス税	378	22.4%	173	42.0%	253	30.4%	189	25.3%	144	31.2%
	C. ソーセージ税	1126	66.7%	143	34.7%	422	50.7%	412	55.2%	166	35.9%
	回答数合計	1687		412		832		746		462	
問題4 消費税が10%になるのはいつの予定でしょうか?	A. 2019年4月	66	3.8%	50	11.4%	32	3.8%	48	6.2%	32	6.5%
	B. 2019年10月	1630	94.3%	369	83.9%	800	93.8%	687	89.3%	414	84.7%
	C. 2020年10月	33	1.9%	21	4.8%	21	2.5%	34	4.4%	43	8.8%
	回答数合計	1729		440		853		769		489	
問題5 現在日本は「少子・高齢化」が進んでいますが、このまま進むと2025年には高齢者(65歳以上)を何人で支えることになるでしょうか?	A. 1.3人	1351	78.7%	222	50.5%	558	65.9%	480	62.1%	244	49.5%
	B. 2.4人	183	10.7%	109	24.8%	139	16.4%	153	19.8%	84	17.0%
	C. 3.6人	183	10.7%	109	24.8%	150	17.7%	140	18.1%	165	33.5%
	回答数合計	1717		440		847		773		493	
問題6 1年間の区市町村のごみ処理費用は、国民1人当たりいくらでしょうか?	A. 約6千円	84	4.8%	58	13.5%	80	9.5%	79	10.4%	77	15.9%
	B. 約1.8万円	1537	88.6%	306	71.2%	612	72.4%	572	75.4%	300	62.1%
	C. 約8.6万円	114	6.6%	66	15.3%	153	18.1%	108	14.2%	106	21.9%
	回答数合計	1735		430		845		759		483	
性別	男	351	24.9%	86	27.8%	164	24.3%	140	22.1%	87	24.6%
	女	1060	75.1%	223	72.2%	510	75.7%	494	77.9%	267	75.4%
	回答数合計	1411		309		674		634		354	
年代	10代	162	9.6%	8	1.9%	33	3.9%	25	3.3%	12	2.5%
	20代	108	6.4%	2	0.5%	27	3.2%	16	2.1%	9	1.9%
	30代	168	10.0%	23	5.4%	92	11.0%	49	6.4%	34	7.1%
	40代	258	15.3%	34	8.0%	111	13.2%	83	10.9%	49	10.3%
	50代	237	14.1%	83	19.6%	118	14.1%	132	17.3%	76	15.9%
	60歳以上	751	44.6%	273	64.5%	457	54.5%	458	60.0%	298	62.3%
	回答数合計	1684		423		838		763		478	

正解は… 問題1:該当するところ 問題2: B (5市) 問題3: C (ソーセージ税) 問題4: B (2019年10月)

問題5: A (1.3人) 問題6: B (約1.8万円)

は正解数と正解率

教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。



質問

軽減税率導入に伴いインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されると免税事業者が取引から排除されると聞きましたが、
どうなのでしょう?
(清瀬市 I.K.)

回答

平成35年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。インボイス制度が導入されると、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

現行法では、課税仕入等の事実を記載した請求書及び帳簿の両方を保存する必要がありますが、免税事業者からの仕入は仕入税額控除の対象となっています。

しかし、インボイス制度では、「登録」を受けた「課税事業者」が交付する「適格請求書」及び帳簿の保存が、仕入税額控除の要件となることから、免税事業者からの仕入は仕入税額控除の要件を満たさなくなってしまう。そのため、同じ価格の商品等を購入する場合、仕入側からすれば、課税事業者からの仕入の方が仕入税額控除を適用できる分だけ有利となりますので、免税事業者は取引から排除される恐れがある、とされています。

免税事業者としては、課税事業者選択届出書を提出して消費税の課税事業者となるか、若しくは消費税の分だけ値引きをすることで課税事業者に対抗すること等が考えられますが、課税事業者になれば税負担が増えてしまいますし、消費税相当分の値引きとなれば約1割の売上減少となってしまいます。

免税事業者にとっては、厳しい判断を迫られる状況のため、まずは制度を理解し、税制の動向を把握しながら慎重な検討・準備することが望まれます。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 木村公認会計士 税理士事務所
公認会計士 税理士 木村 智宏

ご案内

平成31年

新春講演会のご案内

講師 フリーアナウンサー

いくしま

生島 ヒロシ 氏

演題 誰でもできる人を惹きつける話し方

日時 平成31年1月21日(月)
午後3時30分開催

会場 立川グランドホテル
(立川市曙町2-14-16)

問合せ (公社)東村山法人会事務局
☎042-394-7654



参加費無料
どなたでも無料
申込不要

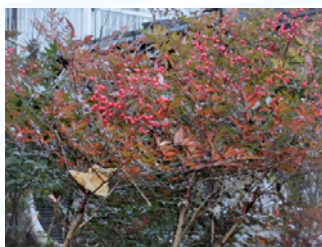
地域の名所

東久留米市「教育委員会野草園」

身近のところで、自然と接触し、自然愛護の心をもっていただくために、落合川と黒目川の合流点の河川敷を利用して、『野草園作り』が行われています。

現在、市内各所から採取された約200種類の野草が植えられています。毎年、4月～11月の第1、第3日曜日の午前9時から11時に定期的に野草園つくりが行われています。春と秋に市民向けの観察会が行われています。

【所在地】東久留米市浅間町二一六
【利用期間】通年（見学無料）



地域のイベント情報

清瀬

清瀬市消防団出初式

新春恒例の出初式を行います。
ぜひご覧ください。



■ 日時 ▶ 1月12日(土) 午前10時～(小雨決行)

■ 場所 ▶ 神山公園

※当日は午前8時に市内一斉にサイレンが鳴りますので、ご注意ください。

■ 問合せ ▶ 防災防犯課防災係 ☎042-497-1847



本年6月に「働き方改革関連法」が可決、成立して、来年4月1日から順次施行されます。待ったなしの今、事業主としてすぐに着手すべき3つの課題についての対策を整理してみました。

1 残業時間の上限規制・・・事実上、上限のなかった残業時間に、上限が設定され、大企業には2019年4月1日、中小企業には2020年4月1日から適用されます。具体的には、残業時間の上限は「月45時間、年360時間」となり、超繁忙期や急な受注等でやむなくその上限を超える場合は、6カ月までは認められますが、その場合も単月100時間未満(休日労働含む)、2～6カ月の平均月80時間(休日労働含む)を上限とし、年間上限も720時間となります。この上限を超えて労働させた場合、事業主は罰則対象となり、「6カ月の懲役または30万円以下の罰金」が科されます。加えて事業主の管理職(労基法上の管理監督者)に対する労働時間把握義務(労働安全衛生法改正により2019年4月1日から施行)も重なり、組織としてのきちんとした労働時間管理体制の整備が急務となります。

2 年休取得の確実な取り組み・・・2019年4月以降、年10日以上有給休暇を付与されている従業員について、最低でも5日以上は有給休暇を現実に与えることが義務付けられ、年5日未満の取得にとどまる従業員については、会社を取得日を指定する等の対応が必要となります。従って、「年10日以上有給休暇を付与されている従業員」の洗い出し、有給休暇の付与要件、法定付与日数の確認と平行して就業規則の見直しが重要です。この法違反の場合も、「6カ月の懲役または30万円以下の罰金」が科されます。この法の狙いは、リフレッシュして作業効率を向上させ健康障害を防止することです。

3 同一労働同一賃金・・・正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイマー、有期雇用労働者、派遣労働者等)の格差是正を図る制度で、雇用形態が異なっても職務の内容や会社貢献度等が同じならば、給与、賞与も同等のものとして、不合理な格差が生じないようにする必要があります。事業主は待遇差の理由を説明することも義務付けられています。大企業には2020年4月1日、中小企業には2021年4月1日から適用されます。各社内規程の見直しが不可欠です。

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2018年12月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、国分寺市指定管理者評価委員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)= AFAC 主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員



略歴
■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
■保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所
■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
■TEL 090-1738-7991
■e-FAX 03-4496-5373
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp



株式会社 西東京興産

～正直でまじめな施工 防水するならお任せ下さい～

株式会社西東京興産は、建築総合防水のプロフェッショナルとして地元西東京市内はもとより東京近郊からも評価を得ており、最近では本業の防水工事はもとより、塗装工事も充実したスタッフを揃えビル工事から一戸建てまでカバーしています。

代表取締役である戸塚新一社長の会社理念は「正直で真面目な施工」であり、現在二人のご子息が事業後継者として、その言葉通りの施工を心掛けているそうです。

戸塚社長の出身は福島県いわき市で12才の頃上京し、当時の関東高校建築科を卒業、その後は実家の家業である土木会社を手伝い、24才の時に起業し現在に至っています。

現在の社員数は10名、すでに二人のご子息が会社の両輪となり若い職人集団を束ね、大活躍しているそうなので、仕事について全て任せるようにしているそうです。

社長自身は現在、東村山法人会西東京第1支部支部長として、地元に貢献されています。これから会社の展望として建物の総合リフォーム業を目指しているそうで、その中でも防水と塗装のプロフェッショナルな会社に成長させていくことが目標だと、長男である匠さんが力強く言っていたことがとても好印象でした。



■ 外観



■ 外観

株式会社 西東京興産

- 代表取締役 戸塚新一
- 所在地 〒188-0011
東京都西東京市田無町3-3-8
- TEL 042-466-2320
- FAX 042-468-6295



代表取締役 戸塚新一

グラウンド・ゴルフ大会 実施報告



参加されたプレイヤー

10月26日(金)西東京市向台運動場において公益社団法人東村山法人会主催、西東京グラウンド・ゴルフ協会協力による第7回グラウンド・ゴルフ大会が開催されました。本大会は会員・非会員は問わず広く参加者を募集して地域スポーツ振興を目的として行い、秋晴れの下55名の参加者が合計8ホール×3コースのプレーを楽しみました。参加者からは「法人会の事業に久々に参加できた。お蔭で、皆と一緒に楽しむことができた。」との感想を頂きました。



記念撮影

優勝

男性の部

鈴木鐘旭 氏 スコア59

女性の部

金子靖子 氏 スコア56



男性の部優勝鈴木鐘旭さん(左)と井上組織・厚生委員長(右)



女性の部優勝金子靖子さん(左)と井上組織・厚生委員長(右)

年末調整実務研修会 実施報告



研修会の状況

11月22日(木)法人会館において年末調整実務研修会を会員及び一般の方40名参加で開催しました。講師に東村山税務署室橋上席調査官と杉本上席徴収官をお招きし、先ずDVDにより「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」を学習し、次いでテキストを使用して説明を受け、参加いただいた方に年末調整の手順について理解していただきました。また、参加した各社には「年末調整のしかた」を呈し、大変喜んで頂きました。特に受講者からは「説明がとても分かり易く、変更事項も良く理解できた。」との声を頂きました。なお、本研修会に引き続き消費税軽減税率に関する研修会を開催し、多くの参加者にご参加頂きました。

決算書作成講座及び法人税申告書等の書き方講座 実施報告

10月5日(金)、法人会館において「決算書作成講座」(全5回)、11月9日(金)から「法人税申告書等の書き方講座」(全5回)を開催しました。

講師は東京税理士会東村山支部所属税理士の野澤英二先生にお願いし、決算書の作成及び法人税申告書への転記要領を講師が準備した資料等を元に、分かり易く講義していただきました。受講者の方からは、「大変勉強になった。講師のおかげで楽しく受講できた。」との声をいただきました。



講座の状況

PCを活用しゲーム感覚で学ぶ！利益管理と資金管理セミナー 実施報告



セミナーの状況

11月19日(月)、東村法人会館において「PCを活用しゲーム感覚で学ぶ！利益管理と資金管理セミナー」を開催しました。講師に(株)エフシーバンク鈴木智久氏及び(株)アヌエヌ工杉山豊氏をお迎えし、パソコンを使用して「資金管理」と「利益管理」、そして「キャッシュフロー」の3つの財布を意識してできる内容でした。ゲーム感覚の体感型セミナーにより、受講者からは、「もう一度ゲームに挑戦して資金管理を勉強したい。」と感想を頂きました。

平成30年11月8日(木)9日(金)第32回法人会全国青年の集い「岐阜大会」が長良川国際会議場にて開催され東村山法人会青年部会として総勢23名にて参加しました。

「未来を切り開く先駆けとなれ～「天下布武」発信の地岐阜から～」の大会スローガンのもと、租税教育活動プレゼンテーション結果発表・表彰等が行われ記念講演では紺野美沙子氏



懇親会場

の『今私たちにできること～未来のために～』という演題でお話をいただきました。また、大懇親会では、特別ゲストとして美川憲一氏が登壇し「さそり座の女」等を唄って会場中が大盛り上がりとなりました。全国から同志が集まる素晴らしい大会となりました。

記 副部会長 長谷山 大輔



会場にて記念撮影

東村山法人会 セミナーのご案内

**参加費
無料!!**

決算法人説明会	平成31年 1月8日(火)	13時～15時30分
消費税軽減税率制度説明会	//	16時～17時
決算法人説明会	2月6日(水)	13時～15時30分
消費税軽減税率制度説明会	//	16時～17時
新設法人説明会	1月23日(水)	13時～15時40分
消費税軽減税率制度説明会	//	16時～17時
税務教室「消費税申告書作成講座～原則課税～」	1月16日(水)	14時～16時
税務教室「消費税申告書作成講座～簡易課税～」	2月19日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合の良い日にお越し下さい。

※決算と新設法人説明会終了後16時より「消費税軽減税率制度説明会」を開催します。この説明会のみ参加することもできます。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

立川都税事務所からのお知らせ

—都税についてのお知らせ—

年末年始における窓口業務のご案内



年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いはおのとおりで。

	12月28日(金)	12月29日(土) ～1月3日(木)	1月4日(金)
都税の納税	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 立川都税事務所 042-523-3171(代表)

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー

新入会員紹介

自平成30年9月1日～至平成30年10月31日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
小平第3支部	世田谷区用賀 4-19-13-302	(株)アベデザイン	安部 英人	UI、ホームページ、 チラシデザイン制作	03-5716-6636
小平第5支部	国分寺市本町 3-15-6	(株)スリーフィールド	三原 磨己	塗装業	042-324-3537
西東京第3支部	西東京市下保谷 1-5-11	田中畳店	田中 慶明	畳製造業	042-423-8101

ひと
ひと



川村 要氏(左)

東村山第6支部 副支部長

川村 要さん



〈あゆみ〉

平成元年、東村山村が成立(明治22年)してからちょうど100年目の年に東村山郷土研究会により「東村山の交通・通信のあゆみ」がまとめられていきます。昭和2年久米川駅の開設、おくれて昭和17年八坂駅前開設、そしてその16年後の昭和33年10月に久米川郵便局、現在の八坂駅前郵便局が開局されたことが記されています。

この郷土研究会の調査の協力者として各機関や人物の名前とともに栄町の鯨井健夫が紹介されていますが、この人物が八坂駅前郵便局を開局した私の祖父にあたります。民営化前の郵便局は一般に本局などと通称された普通局と町の郵便局でなじみの特定局がありました。八坂駅前郵便局は市内で初めて開局した特定郵便局です。

〈であい〉

紹介が遅くなりましたが私は東村山法人会第6支部副支部長の川村と申します。現職は八坂駅前郵便局長で就任から今年で10年になります。前職は証券会社で20年ほど勤めており最初から郵便局で働いていたわけではありません。もとは始発で出かけ終電で帰るようなサラリーマンだったのですが、そんな暮らしを一変させたのが10年前のリーマンショック直前から始まった証券不況でした。米系だった私の会社は東京支店を閉鎖、私はみごとクビになってしまったのです。

さて家族5人、

これからどうするかと考えていた矢先、郵便局を受けてみると進めてくれたのが既に80歳を超えていた祖父でした。たまたま平日、祖父が我が家に柿を届けに来たところ、失業の身の私が家にいたものだから「なんでお前がいるんだ!」となつたわけです。この祖父の一言がなければ、おそらく全く違った

場所です。全く違った人生を歩んでいたんだらうと思うと、なんとも不思議な想いと同時に祖父の深い愛情を感じずにいられません。こうして私は郵便局長として八坂の町で働くことになりました。

覚悟を決めたとはいえ郵便局の仕事はサラリーマン時代とは全くの別世界。とにかくまず地域とつながらなければと思いました。自分も必死でしたが、そんな自分に声をかけ仲間として受け入れてくれたのが八坂の人達です。どんなに感謝してもしきれません。自分も八坂の一員として、郵便局長として何か役に立つことがしたい、八坂の住人となった今この気持ちは死ぬまで変わらないと思います。

〈おもい〉

郵便局の原点は一通の手紙を届け



るための思いです。自分だけが頑張ってるんじゃない、雪の中、暑さの中、全国どこかで苦労している。胸を張るな!感謝を忘れるな!みんなでもやり遂げる!郵便局はサービス業、サービス業は人対人、何かしてあげようという想いがなかったらお客様の気持ちに答えられません。郵便局で何かお手伝いできることないですか?

これからもこの思いを胸に初心を忘れず精進していききたいと思っています。

最後になりますが法人会に私を迎えてくれた諸先輩に感謝するとともに、特に声をかけてくださった第六支部の飯島支部長に心からお礼を申し上げます。この項を閉じたいと思います。ありがとうございます。

日本郵便八坂駅前郵便局長

会員増強決起大会実施報告

今年度の東村山法人会統一の会員増強デーが10月18日(木)に、会員増強期間が10月18日(木)から11月17日(土)の間に設定され、各ブロック・清瀬支部において、会員増強決起大会等が下記の日程で行われました。各会場では法人会活動の基盤である会員の増加を目指して頑張ろうと決意表明が行われました。会の組織基盤の強化、充実には新入会員の獲得や入会希望者の紹介が必要です。会員の皆様のご協力をお願いします。

東村山ブロック

10月8日(月)
西武ゆうえんち内
ジンギ好きン本店



参加者の皆様



会員増強に向けた関の声

小平ブロック

10月26日(金)
一龍



林ブロック長のご挨拶



窪田副ブロック長のご挨拶

西東京ブロック

10月23日(火)
谷戸イチョウホール



尾林ブロック長のご挨拶



会員増強に向けた関の声

東久留米ブロック

10月10日(水)
割烹辰元



高橋ブロック長のご挨拶



会員増強に向けた関の声

清瀬支部

10月18日(木)
清瀬商工会館



恩田ブロック長のご挨拶



会員増強に向けた関の声

納税表彰等 受彰者紹介 (敬称略)

平成30年度東村山税務署納税表彰式が11月15日(木)ルネこだいらにおいて開催され、国税に対する貢献者として東村山法人会から2名の方が署長表彰、5名の方と会員企業1社が署長感謝状を受彰されました。

表彰式には各市長を始め大勢の来賓や法人会の役員等も参加して、受彰者の功績を讃えられました。



11月15日(木)受彰者と法人会役員(ルネこだいら)

東村山税務署長納税表彰受彰者紹介

◆税務署長受彰者

瀬間正義 (西東京市、理事)
若林 晃 (東久留米市、理事)

◆税務署長感謝状

高尾進次郎(東村山市、理事) 内野 守 (清瀬市、理事)
神石直樹 (小平市、理事) 舟生輝行 (清瀬市、理事)
小堀好美 (西東京市、理事) 東京交通(株)(東村山市)

◆立川都税事務所感謝状贈呈式

恩田健次郎 (清瀬市・副会長)
11月22日(木)
立川都税事務所
において村野会
長陪席の元、感
謝状が贈呈され
ました。



国内研修実施 報告

第35回法人会全国大会に引き続き、村野会長・神藤事業研修委員長以下11名が鳥取・島根の研修旅行を実施しました。初日は「鳥取砂丘」をはじめ鳥取市内の名所を見学し、三朝温泉で皇族や島崎藤村等の文人も宿泊した老舗旅館依山楼岩崎さんに宿泊して、日本一と言われているラジウム温泉回遊式大庭園露天風呂と山陰の珍味を堪能しました。2日目は「足立美術館」と「松江城」等を研修し、山陰地方の歴史等を学びました。特に「足立美術館」は、横山大観の作品をはじめ多くの巨匠の美術品に目を奪われましたが、広大な日本庭園もまた格別でした。3日目は、「出雲大社」と「鬼太郎ロード」等を研修して帰路につきましたが、「出雲大社」では歴史を含め作法等のガイドを受け、全員が身を清めて「二礼四拍手一礼」の作法に基づき、それぞれの願い事を収めました。

本研修期間を通じ、山陰地方の名所の見識を高めるとともに、会員間の交流を深めることができた大変有意義な国内研修となりました。



松江城



足立美術館



出雲大社

ご案内

賀詞交歓会のご案内

日時 平成31年1月21日(月) 午後5時10分開会

場所 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費

- ・正会員 1,000円/人
- ・賛助会員 2,000円/人
- ・非会員 5,000円/人

できるだけお釣りの要らないようご協力ください。

【恒例の福引大会も行います。是非、ご参加下さい。】

※新春講演会は午後3時30分から開催されます。
詳細はP10をご参照下さい。

お問合せは東村山法人会事務局 ☎ 042-394-7654



報告

東村山第1支部 日帰り研修会実施

10月21日(日)、人気スポットである秩父日帰り研修旅行を実施し、21名の参加をいただきました。当日天気が良く、絶好の行楽日和に恵まれ、お昼前にワイン工場ファーマーズファクトリーを見学、規模は小さい工場でしたが、ワイン造りのこだわりと思いが伝わる説明に皆多くの質問が出たのには驚きました。昼食にはそのワインで乾杯し賑やかに美味しい食事をいただきました。

次の目的地長瀬ライン下りではスリルとのどかな風景川面を眺めながら命の洗濯をしているようでした。その後、秩父銘菓 栗助でお土産を買い帰路につきました。皆、行ってよかった、楽しかったと口々に言ってお下り、役員一同感謝感激でした。ありがとうございました。今後も有意義な楽しい企画を考案実施して参りますので、皆様のご参加お待ちしております。



長瀬ライン下り

東村山第3支部 日帰り研修会実施

報告



堀辰雄文学記念館にて

11月18日(日)第3支部では恒例の日帰り研修会を開催しました。当日は18名の参加があり、堀辰雄文学記念館、追分郷土館と秋の軽井沢散策を楽しみました。

秋後半であり、行きは高速道路も渋滞なくスムーズに進み、心配した天気も晴れ、気温も今の時期としては過ごしやすく、さわやかな中、散策を楽しみました。お昼には歩き疲れた足を休め、焼肉店で昼食を楽しく歓談しながら過ごし、3時過ぎに帰りの帰路に着きました。

帰りは事故渋滞に合い、やや遅れて着き、最後に高橋支部長の挨拶があり次回開催を楽しみに無事解散となりました。

西東京ブロック 日帰り研修会実施

報告



ヤマサ醤油工場にて

銚子電鉄とヤマサ醤油工場を訪ねて

平成30年11月20日(火)西東京ブロックは恒例の日帰り研修旅行を行いました。当日は好天に恵まれ、朝7時30分に西東京郵便局前を出発し、途中ひばりヶ丘西友前と保谷庁舎こもればホール前で参加者が合流し、総勢40人という西東京ブロックでは最高の参加者での研修旅行となりました。外環大泉ICより圏央道、常磐道を一路、銚子電鉄を目指し走り出しましたが、5、10日のせいか車が渋滞、やむなく行路を変更しての旅となりましたが無事、予定通り銚子駅に到着しました。

早速、今回の旅行の目的の一つ銚子電鉄に乗り込み沿線の景観やおもしろい駅名などに皆さん大いにわき、楽しみながらの

約30分の旅でした。犬吠埼の駅に到着し、そこで銚子電鉄の名物「奇跡のぬれ煎餅」を皆さんみやげに買い込み、その後、犬吠埼の「なぎさや」に向い、そこで海鮮料理の昼食を堪能しました。

そして午後もう一つの目的地銚子市内のヤマサ醤油工場を見学、そこで「しょうゆ」はいかに時間と手間をかけて丁寧につくられるものなのか、という事を改めて知りました。

工場見学後帰路につき、午後8時30分頃、予定より約2時間遅れでしたが、無事、西東京郵便局前に到着、解散いたしました。

尚、今回の旅行では大同生命の清原良子さんに道中、いろいろお世話になりました事をお伝えし、感謝申し上げます。

西東京第2支部長 小堀 好美 記

東久留米ブロック 日帰り研修会実施

報告

～平成30年10月10日 会員増強決起大会IN栃木～

10月10日は、1964年東京オリンピック開会式が行われた日を記念して、祝日の「体育の日」となりました。

今では、ハッピーマンデー制度により、10月の第二月曜日が祝日となり、由来も消えてしまうのもさみしい気がします。

前置きは、さておき東久留米ブロックは、10月10日(水)高橋ブロック長をはじめ、入会候補者含む4支部総勢36名で大型バスにて日帰り研修会及び会員増強決起大会を栃木県栃木市で実施致しました。

行きは大谷資料館へ寄り、江戸時代から採掘されていた広さ2万平方メートルの巨大な大谷石採掘場を見学し、メインである決起大会では、各支部長より拡大人数を発表していただき、帰りは蔵の街遊覧船に乗り、バスにて無事に帰ってきました。

会員増強の手法は、親睦が一番！勧誘をするのも最初は、バスで観光に行きませんか？の呼びかけの方が誘いやすいのも現実ですよ。

記 三沢 和喜



大谷資料館にて

東久留米第3支部 日帰り研修会実施

報告



神の湯温泉にて

絶好の行楽日和となった10月28日朝、東久留米第3支部20名にて一路山梨県甲斐市の神の湯温泉へと向かいました。ここは良質の自家源泉を持つ一軒宿。そのお湯はとて心地よく大変癒されました。帰りの中央道渋滞には参ってしまいましたが、以後の東久留米市民みんなのまつり等での法人会活動に向け、東久留米第3支部メンバー一同が一致団結出来た日帰り研修旅行となりました。

東久留米第3支部 田中 信行



女性部会交流会 実施報告

11月19日(月)、女性部会交流会が行われました。今回は茨城県常陸太田市にある水戸藩二代藩主徳川光圀の隠居所であり、国の史跡及び名勝に指定されている西山荘を見学してきました。建物は平屋建てで書斎の広さは僅か3畳間。自然の地形を生かした閑静な庭園とともに華美を嫌った光圀の人柄が偲ばれる佇まいでした。

竜神大吊橋では、バンジージャンプをしている人を見学でき、皆さん大興奮!!

車内ではクイズ大会、カラオケで大いに盛り上がり、とても有意義な交流会でした。



西山荘にて

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp/>



法人会行事のご案内

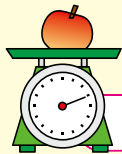
平成 30 年 11 月 25 日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
1. 8(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	2. 6(水)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館
//	16:00	消費税軽減税率制度説明会	//	//	16:00	消費税軽減税率制度説明会	法 人 会 館
//	14:00	個別融資相談会	//	//		生活習慣予防検診	田 無 タ ワ ー
1. 9(水)	13:00	労務経営相談会	//	2. 7(木)		生活習慣予防検診	東 大 和 ハミングホール
1.16(水)	14:00	第8回税務教室	//	2. 8(金)		生活習慣予防検診	//
1.21(月)	15:30	新春講演会	立川グランドホテル	2.12(火)	13:30	e-Tax・eLTAX講習会	法 人 会 館
//	17:10	賀詞交歓会	//	//	14:00	個別融資相談会	//
1.23(水)	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館	2.13(水)	13:00	労務経営相談会	//
//	13:00	事業承継個別相談会	//	2.14(木)	13:00	中小企業会計啓発普及セミナー	//
//	16:00	消費税軽減税率制度説明会	//	2.19(火)	15:00	第9回税務教室	//
1.29(火)	15:00	情報セキュリティセミナー	ルミエール府中	2.21(木)		生活習慣予防検診	東 久 留 米 スポーツセンター
2. 1(金)		青年部会出前授業	小平第一小学校	//	13:00	事業承継個別相談会	法 人 会 館
2. 5(火)		青年部会出前授業	小平第十五小学校	2.22(金)		生活習慣予防検診	東 久 留 米 スポーツセンター

Recipe ジャガイモのお焼き

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

ジャガイモを柔らかくまで蒸す、
熱いうちに皮を剥いて潰し、片栗粉、砂糖と牛乳を入れて、
よく混ぜます。
フライパンにバター少し入れて、作ったジャガイモの生地で
団子を平にして両面をきつね色に焼けたら完成です



ジャガイモ
大量消費したい時に作った
「ジャガイモお焼き」

材料

- ・ ジャガイモ
- ・ 片栗粉
- ・ 牛乳
- ・ お砂糖
- ・ バター少々

税に関する質問募集

「教えて税理士さん！」コーナーの質問
を募集しています。(P10) 経営者として、
いまさら聞けない税に関するご質問や悩み、
疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理
士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

募集要項 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp クリック
ファクス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご
記入下さい。 問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

教えて税理士さん!



あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事も募集しています



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号を
ご記入のうえ下記にお送り頂く
か、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投
稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投
稿は本誌に掲載する目的以外で
は使用いたしません。



本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集してい
ます。写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、
公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。
趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクショ
ン、自然観察などの記事を募集しています。

募集規定

- 写真** 2950×2094ピクセル以上のデジタル
データであること。(JPG, TIFF 推奨)
- 記事(文書)** 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行の2ヶ月前の月末までに
ご応募ください。

- 261号の締切は12月末まで
- 262号の締切は2月末まで
- 263号の締切は4月末まで
- 264号の締切は6月末まで
- 265号の締切は8月末まで
- 266号の締切は10月末まで



税に関する質問や表紙写真が採用となった方には、
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP
QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [260号] 平成30年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載